

# 開会の辞

(一般社団法人日本DPO協会主催プライバシーシンポジウム  
2024年11月25日15時～17時、ザ・リッツカールトン東京 1階パークビュールーム)

一橋大学名誉教授・元個人情報保護委員会委員長  
一般社団法人日本DPO協会  
代表理事 堀部 政男



日本DPO協会  
JAPAN DPO  
ASSOCIATION

## 日常用語化したプライバシー①

- 日常用語化したプライバシー: そのプロセスに関わった者は、今やほとんどいない。
- 関わった者の一人として、日本におけるプライバシーについて少し述べることにする。
- 三島由紀夫氏の小説「宴のあと」(1960年)によって権利を侵害されたと主張する、元外務大臣の有田八郎氏の弁護士から相談を受けた、東京大学の伊藤正己教授の研究室では、名誉毀損やプライバシー侵害について議論した。
- 有田八郎氏は、1961年3月15日、東京地方裁判所にプライバシー侵害訴訟を提起した。プライバシーという言葉は、この年の流行語になった。

## 日常用語化したプライバシー②

- しかし、プライバシーという英語の意味するところは、理解されず、訳語についていろいろと議論した。だが、一般に使われるような訳語を発明できなかった。そこで、「プライバシー」を使うことが多くなった。
- 東京地裁は、1964年9月28日、プライバシー権を「私生活をみだりに公開されないという法的保障ないし権利として理解」して、三島由紀夫氏と出版社に80万円の慰謝料の支払いを命じる原告勝訴の判決を言い渡した。
- Privacyをカタカナ表記する場合、原音に近いのは、「プライヴァシー」である。専門家の間では共有化されるにしても、「プライバシー」の方が一般には親しみやすいので、「プライバシー」を用いることにした。
- プライバシーは、日常用語化した。

# 今年2024年は1964年の東京地裁判決の60周年

- 1964年の東京地裁判決から今年2024年は、60周年にあたる。
- 50周年の2014年は、1月1日に特定個人情報保護委員会が設置され、その委員長を拝命したので、シンポジウムなどを企画する時間的余裕がなかった。
- その50周年を記事にしたのが、アメリカの出版物のPrivacy Journal であった。

# 50th Anniversary of the decision Mr. Robert Ellis Smith (1940-2018) and his Privacy Journal (2014)



## Japan Pushes Forward on Reforms (*Privacy Journal* September 2014)①

### 日本、改革を推し進める①(プライバシー・ジャーナル2014年9月)

- *Fifty years ago this month, the district court in Tokyo recognized privacy as “the legal right and assurance that one’s private life will not be unreasonably disclosed to the public.”*
- *This decision led to legal and social reforms in Japan culminating this year in creation of an independent commission to take steps to assure the proper handling of personal identifying numbers and other personal information.*
- 50年前の今月、東京地裁はプライバシーを「私生活をみだりに公開されないという法的保障ないし権利」として認めた。
- この判決により、日本における法と社会の改革が進められ、今年、個人識別番号その他の個人情報の適切な取扱いを確保するための措置を講じる独立した委員会が設立された。

## Japan Pushes Forward on Reforms (Privacy Journal September 2014)②

### 日本、改革を推し進める②(プライバシー・ジャーナル2014年9月)

- *This effort was long advocated by Masao Horibe, a law Professor at Hitotsubashi University in Tokyo who specialized in what had been an overlooked concept in Japanese culture that individuals are entitled to safe havens and protections from exploitation of their personal information. His efforts were regarded as instrumental in passage of a national data protection law in 2003. He was also instrumental in recognizing the concept of public access to government documents.*
- この取組みは、東京の一橋大学の堀部政男法学部教授によって長い間提唱されており、個人は安全な避難港と個人情報悪用の保護を受ける権利があるという日本文化で見過ごされていた分野を専門としてきた。彼の努力は、2003年に国レベルでデータ保護法を可決するのに役立ったと見られている。彼はまた、政府文書へのパブリック・アクセスの概念を認識させるのに貢献した。

## Japan Pushes Forward on Reforms (Privacy Journal September 2014)③

### 日本、改革を推し進める③(プライバシー・ジャーナル2014年9月)

- *When the Japanese government declared last year an intention to be “the world’s most advanced IT nation,” Horibe was assigned the responsibility to convene a working party on personal data, to deliberate on how to change the current personal data protection system. Its report led to the establishment of a new independent supervisory Data Protection Authority last January, and Horibe -after more than 50 years experience in freedom of information and privacy - was appointed chair by the Prime Minister, with two other commissioners.*
- 昨年、日本政府が「世界最先端IT立国」を宣言した際、堀部氏は個人データに関する作業部会を招集し、現行の個人情報保護制度のあり方を審議する責任を負った。その報告により、今年1月に新しい独立した監督データ保護機関が設立され、情報の自由とプライバシーの自由で50年以上の経験を持つ堀部氏が、他の2人の委員とともに、首相によって委員長に任命された。



# Japan Pushes Forward on Reforms (Privacy Journal September 2014)④

## 日本、改革を推し進める④(プライバシー・ジャーナル2014年9月)

- *PRIVACY JOURNAL. Publisher Robert Ellis Smith interviewed the emeritus professor in the commission's office in downtown Tokyo last month. The authority, which now employs 40 staff members, has focused responsibility, to protect against abuses of personal identifiers and other specific personal information "while taking into account [their] utility." But Horibe has used the narrow authority to promote privacy impact assessments among national and local government agencies (with guidelines published April 18). While the commission has supervisory authority over national and local government agencies, Professor Horibe also has assessed authority to "enlighten" private businesses on data protection and to offer opinions to the Prime Minister and report to the Diet (the parliament).*
- プライバシー・ジャーナルの発行者ロバート・エリス・スミスは、先月、東京の中心街にある委員会のオフィスで名誉教授にインタビューした。現在40人のスタッフを擁する委員会は、「[その]有用性を考慮しながら」個人識別情報その他の特定の個人情報の悪用から保護するために責任を果たしてきている。しかし、堀部氏は、国や地方公共団体のプライバシー影響評価を推進するために狭い権限を利用してきている(4月18日ガイドライン公表)。堀部教授は、国や地方公共団体に対する監督権限を持つ一方、民間企業に対するデータ保護に関する「啓蒙」権限や、内閣総理大臣への意見提出、国会への報告権限も評価している。

## Japan Pushes Forward on Reforms (Privacy Journal September 2014)⑤

### 日本、改革を推し進める⑤(プライバシー・ジャーナル2014年9月)

- *He also focusses expanding the functions and power of the current commission into an independent data protection authority, much like those in the European nations. He expects that by next January the parliament will receive a proposal to do this.*
- 彼はまた、現在の委員会の機能及び権限を、ヨーロッパ諸国のように独立したデータ保護機関に拡大することに傾倒している。彼は、来年1月までに国会がこれを行うための提案を受けられることを期待している。



日本DPO協会  
J A P A N D P O  
ASSOCIATION

当協会は、日本企業のグローバルなプライバシーデータ保護を盤石なものとするにより、国際社会における日本企業のビジネスに対する信頼構築に資し、もって我が国経済と健全で持続可能なデジタル社会の発展に寄与することを目的としています。

当協会ウェブサイト: <https://dpo.or.jp/>

本書の著作権は、当協会または明示されている著者に帰属し、日本の著作権法および国際条約により保護されており、著作権者の事前の書面による許諾がなければ、複製・翻案・公衆送信等できません。